

(第一類 第二号)

衆議院 総務委員会 議 録 第 十 四 号

(二四五)

令和四年四月二十六日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 赤羽 一嘉君

理事 あかま二郎君 理事 齋藤 洋明君

理事 新谷 正義君 理事 田所 嘉徳君

理事 岡本あき子君 理事 吉川 元君

理事 中司 宏君 理事 興水 恵一君

理事 井野 俊郎君 理事 井原 巧君

理事 石田 真敏君 理事 大串 正樹君

理事 加藤 竜祥君 理事 坂井 学君

理事 杉田 水脈君 理事 武村 展英君

理事 西野 太亮君 理事 鳩山 二郎君

理事 古川 康君 理事 保岡 宏武君

理事 柳本 顕君 理事 渡辺 孝一君

理事 石川 香織君 理事 おおつき紅葉君

理事 奥野総一郎君 理事 鈴木 庸介君

理事 道下 大樹君 理事 湯原 俊二君

理事 阿部 弘樹君 理事 沢田 良君

理事 守島 正君 理事 福重 隆浩君

理事 西岡 秀子君 理事 宮本 岳志君

総務大臣 金子 恭之君

総務副大臣 田畑 裕明君

内閣府大臣政務官 宗清 皇一君

総務大臣政務官 鳩山 二郎君

財務大臣政務官 渡辺 孝一君

厚生労働大臣政務官 藤原 崇君

政府参考人 島村 大君

政府参考人 相川 哲也君

政府参考人 (内閣官房令和3年経済対

策世帯給付金等事業企画室

審議官)

政府参考人 (特定複合観光施設区域整

備推進本部事務局次長)

政府参考人 木村 典夫君

政府参考人 (デジタル庁審議官)

政府参考人 (デジタル庁審議官)

政府参考人 (総務省大臣官房総括審議

官)

政府参考人 (総務省大臣官房地域力創

造審議官)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

政府参考人 (総務省自治行政局長)

犬重 周作君

内山 博之君

山野 謙君

馬場竹次郎君

吉川 浩民君

山越 伸子君

源 二君

前田 一浩君

稲岡 伸哉君

今川 拓郎君

小宮大一郎君

佐竹 毅君

星屋 和彦君

安彦 広育君

榎本健太郎君

田中 知足君

増田 寛也君

衣川 和秀君

阿部 哲也君

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

四月二十五日
電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)
は本委員会に付託された。

四月二十五日
地方自治法の改正を求めることに関する陳情書(山梨県中央市白井阿原六九二 小池裕敏(第七三三号))
同日
インターネット上の人権侵害を解消するための社会環境整備を求める意見書(大阪府議会(第一二八五号))
インターネット上の人権侵害を解消するための法整備等を求める意見書(福岡県北九州市議会(第一二八七号))
オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書(甲府市議会(第一二八八号))
オンライン本会議の実現に必要な地方自治法の改正を求める意見書(三重県志摩市議会(第一二八九号))
オンライン本会議の実現に必要な地方自治法の改正を求める意見書(大阪府吹田市議会(第一二九〇号))
会計年度任用職員制度の改善を求める意見書

(北海道留萌市議会(第一二九一号))
会計年度任用職員制度の改善を求める意見書(東京都羽村市議会(第一二九二号))
市町村の合併の特例等に関する法律の改正を求める意見書(大阪府寝屋川市議会(第一二九三号))
森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書(新潟県議会(第一二九四号))
性同一性障害に伴う通称名の公的書類への記載を求める意見書(東京都清瀬市議会(第一二九五号))
誰一人取り残さないテレビ視聴対策を求める意見書(兵庫県三木市議会(第一二九六号))
地方議会の団体意思決定機関としての位置づけを明確にする意見書(富山県議会(第一二九七号))
現を求めようとする地方自治法の改正等の早期実現を求める意見書(富山県議会(第一二九七号))
地方議会におけるオンラインによる参考人からの意見聴取を可能とする法改正を求める意見書(三重県議会(第一二九八号))
地方財政の充実・強化を求める意見書(北海道留萌市議会(第一二九九号))
地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書(愛知県田原市議会(第一三〇〇号))
地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備を要望する意見書(徳島県小松島市議会(第一三〇一号))
超高速通信回線の未整備地域の解消を求める意見書(静岡県浜松市議会(第一三〇二号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

第一類第二号 総務委員会議録第十四号 令和四年四月二十六日

に対処していくということで、グループで今、取組を進めております。総務省の方にもこうした業務改善計画の内容について御相談をしつつ、さらに、足らざるところはまたきちんと補って、取組を進めているところでございます。

今委員がお話しになったビジネス等々の会議というのは、実は、恐らくおっしゃっているものは私どもは出席をしておらず、ほかの、総務省の方でおつくりになっている会議のことかとは思いますが、いずれにしても、情報について目的外に使用されるということはあつてはならないという、これは大変重要な事案でございますので、今後そうすることが起こらないように、更に研修等々にも励んで、そして取組を進めていく、このように考えております。

○阿部(弘)委員 郵政グループは四十万人以上の皆さんが働いていらつしやるから、何らかの不祥事が起きるのは、そうなのかもしれません。

しかし、毎年毎年新聞紙面、マスコミをにぎわすような不祥事が起きていて、社長がそのように再発防止に取り組みますと予算委員会やあるいは分科会でお話しになつても、オオカミ少年のようにしかか聞こえないですね。実際にそういうことをしっかり取り組んでいただきたい。

個人情報扱いは、次の法案でも重要なテーマでございますから、顧客データ千六百人余り、こういうデータが、そして、カレンダー配布も八億円。これは選挙違反じゃないですか、それも。

大臣、ちよつとお答えいただきたいと思っております。違法性の有無について、御認識を伺いたい。

○金子(恭)国務大臣 違法性の問題につきましては、個別の事案については、具体的な事実関係に即して判断されるべきものであり、お答えを差し控えていただきますが……(発言する者あり)

○赤羽委員長 御静粛に。

○金子(恭)国務大臣 今、阿部委員から厳しい御意見を賜っております。

郵便局は地域の重要な生活インフラであり、国民からの信頼が必要不可欠であります。阿部委員御指摘の事案も含めて、昨年来、日本郵政グループにおいて不祥事が続いており、郵政事業に対する疑念を招く結果となつておられることは遺憾であります。

総務省としましては、これまで、監督官庁として、行政指導などの必要な対応を速やかに行い、日本郵政グループに対して原因究明や再発防止策の徹底等を求めてまいりました。引き続き、同社の取組状況について密にフォローアップを行うなど、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

さらに、総務省の監督体制を強化するため、本年二月に、専門家の助言を得つつ、日本郵政グループにおけるガバナンスやコンプライアンスなどの状況についてモニタリングを的確に進めることを目的とした、郵政行政モニタリング会合を設置いたしました。本会合における議論も踏まえながら、郵政事業に対する信頼回復に向けて、総務省としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○阿部(弘)委員 これまで終わりますが、郵政事業というのは、国民生活にとつて、特に離島や僻地などでは本当に大切な公共サービスだという認識でございます。頼りにしております。国民は、

しかし、その一方で、横領や不正事件が起きることが非常に残念でございますので、大臣、是非ともよろしく願ひしまして、社長の皆さん方もよろしく願ひしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、沢田良さん。

○沢田委員 日本維新の会、埼玉の沢田良です。

私は、新しい社会保障の基幹インフラになり得るマイナンバーの活用を国を挙げてスピーディーに広げていってほしいと強く考えておられる一人です。本日は、マイナンバーについて三度目の質問と

なりますが、マイナンバーを使つたら医療費が増えたという、今後生まれる事実は大きな禍根につながるかと危機感を持っております。

金子総務大臣、厚生労働省より島村政務官、関係省庁の皆様、委員部の皆様、よろしく願ひいたします。

最初の質問です。

二〇一三年、マイナンバー法が制定された際に様々な議論があつたと思ひますが、マイナンバーカードの義務化が法律上規定されませんでした。義務化という選択肢も当然あつたと思われませんが、なぜ義務化とならなかったのでしょうか。政府の御認識を教えてください。

○内山政府参考人 お答えいたします。

マイナンバーカードの取得については、本人の意思で申請するものでありまして、国民の皆様は取得義務は課されておらず、取得を強制するものにはなつてございません。

マイナンバー制度において、行政機関等が本人からマイナンバーの提供を受ける際に、成り済まし防止の観点から厳格な本人確認を義務づけているところがございます。この本人確認を簡易に行うため、本人のマイナンバーを証明するものとしてマイナンバーカードを交付するものがございます。マイナンバーカードには本人の顔写真が不可欠となっております。

カードに顔写真を表示するためには、カードを交付する市町村の窓口において本人確認をする必要があることから、その取得を義務化せず、申請によることとしたというところでございます。

○沢田委員 ありがとうございます。いろいろな技術的なことは当然あるんですが、政治的な動きは、角度を変えれば、いろいろなところでも出ていました。

例えば、東京弁護士会などからは、この番号をマスターキーとして、多くの分野の個人情報や苦情のプライバシーが大きく侵害されかねないという反対されたのを思い出します。

義務化としなかつたことにおいては、政治的な流れの中で、個人情報というものに対して、政府に対する信頼、これがどれほどあるかというものを、私は、政府としてはしっかりと認めさせられなかつたということだというふうな考えをしております。

ちなみになんですけれども、このマイナンバーの義務化や、マイナンバーに対応した医療機関の設備、これの導入を義務化することができないのは、そもそもマイナンバーカードが義務化されていらないからという認識で正しいでしょうか、教えてください。

○榎本政府参考人 お答え申し上げます。

今の委員の御質問は、医療機関に対して、オンライン資格確認に必要なシステムの整備などについて義務化できないかということかと理解させていただきます。

医療機関におきましては、今申し上げましたように、これを実際に行うには、やはりカードリーダーの設置と、それからシステム改修といったことが必要となつてまいります。

実際に体制整備を進めていただいております医療機関等におきましては、やはり医療機関等の種別あるいは規模、対象とする患者さん方の構成、あるいはそれまでのICT化の状況とか職員のITリテラシーなどによつても、実際に要する費用負担、あるいは導入に向けた課題といったものが、状況がかなり異なつてございます。

こういった体制整備に向けた対応方策につきましては、今御意見をいただきましたように、義務化をするという考え方も一つあるかと思ひますけれども、今申し上げましたような現場の実情を考慮いたしますと、個別の状況を勘案せずに一律に体制整備を義務づけるということに対しては、関係の皆様との理解と協力を得るということとはなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

このため、私ども厚生労働省といたしましては、これまで、医療機関等における導入のメリッ

トをよく周知いたしながら、医療情報化支援基金を通じまして、顔認証つきカードリーダーの無償提供、あるいはパソコン等の機器の導入やネットワーク環境の整備等に対する補助を行って、その普及に努めてきているところでございます。

またさらに、現在、来年三月末までにおおむね全ての医療機関等で導入するという大きな目標を掲げてございますので、これまで議論をいただきました診療報酬での評価に加えまして、医療関係団体に推進協議会を新たに設置していただいたり、あるいはそれぞれの医療機関等の状況や種別などの特性に応じた導入支援、働きかけの強化といった対応も新たに行っているところでございます。

○沢田委員 ということは、マイナンバーカードが義務化になっていなくても、医療機関に対しては義務化をするということではできるということですか、今の御答弁ですと。

○榎本政府参考人 今御答弁申し上げましたように、医療機関の現場の実情というのはやはり種々ございます。そういった中で、個別の状況を勘案せず一律に体制整備を義務づけるということについては、なかなか関係者の理解、協力というのは得られにくいのではないかとということでございます。

○沢田委員 理解を得られる、得られないということよりも、今おっしゃったことは、できるということと私は捉えさせていただきますので。

一応、やはり考えなければいけないことは、義務化されていたら、マイナンバー第一弾の約三千億円、マイナンバー第二弾約一・八兆円、合わせて二・一兆円もの多くの税金を使う必要もななく、この予算を使って医療側、役所側のインフラを整えていたら、とくに、今ではマイナ保険証がこの医療機関でも使えている、より質の高い医療につながっている。こういう未来もあったというところを考えると、政治の決断、判断によって、これは大変大きなお金が動いていくということとを、やはり国民の皆様にももう一度考えていた

だかなければいけないなというふうに思っている部分でもあります。

ちなみに、今回、診療報酬を計算するというふうになったこの診療報酬改定、どのように行われているのか、簡単に教えてください。

○榎本政府参考人 お答え申し上げます。診療報酬改定につきましては、通常、改定が行われる前年の年末の予算編成を通じまして内閣が決定した改定率を所与の前提として、社会保障審議会において策定されます診療報酬改定の基本方針に基づいて行うということとしております。

その中で、中央社会保険医療協議会、いわゆる中医協でございますけれども、通常、改定が行われます前年から、入院、外来などテーマごとに現状の課題などの議論を重ねた上で、改定が行われます前年の年明け頃に、具体的な診療報酬点数の設定等について、社会保険医療協議会法に基づいて、厚生労働大臣の諮問に応じ、審議、答申をいただいているという状況でございます。

○沢田委員 今回のマイナ保険証利用における診療報酬の加算については、これは総務省、デジタル庁、厚生労働省一体となりマイナンバーカード普及を目指しているタイミングでもありまして、マイナンバーカード普及や保険証、公金受取口座とのひもづけが進めば、国民の皆様により質の高い環境を整えられるだけでなく、給付金の支給などが迅速に行えたり、役所側の負担が減るといったメリット、さらには、患者さんが個人情報開示という付加価値を医師側に提供することで、医師、医療機関、保険財政、医療費にまでメリットを与えるという視点も必要と考えますと、かなり複雑かつ大きな視点での検証や議論が必要だったと考えますが、今回の加算について、中医協はどのような立場で話し合われたのでしょうか。

○榎本政府参考人 お答え申し上げます。中医協におきましては、診療報酬の在り方について、いろいろと現状なり、あるいは今後の現状を踏まえた課題といったところを整理していただ

く形になってございます。

このため、先ほどもちょっと御紹介いたしました、改定が行われる前の年から、入院、外来など幾つかテーマを設定いたしました、それごとに議論を重ねていただいで、整理をしていく。そして、実際の改定率の決定を踏まえまして、具体的な点数づけを行っていくという流れになってございます。

○沢田委員 要は、今回のマイナ保険証による診療報酬加算の決定は、基本的には、患者さんの対価を決めるのが前提となっている。患者さんの恩恵ばかりがよりクローズアップされた上で議論された結果にすぎないということには私は感じます。

患者さんが個人情報開示ということには私は感じます。患者さんが個人情報開示という付加価値を医師側に提供することで、医師、医療機関のコストが落ちるだけでなく、つながる医療情報を使えば、より質の高い、より正確な治療につながり、健康、平均寿命が延びればこそ、保険財政、医療費削減にメリットを与えるという考察など、本来、厚生労働省として議論すべき要素が全て入っていないというふうに感じております。

中医協は、支払い側七名、診療側七名、公益委員六名の計二十名で構成されているものであり、厚生労働大臣の諮問機関ともなっています。

島村政務官に今日来ていただいているんですけども、これは加算の前に、厚生労働大臣がリーダーシップを取り、今のような入っていない議論ももう一度しなければいけないのではないのかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○島村大臣政務官 ありがとうございます。委員と同じように、私も厚生労働省といたしましては、マイナンバーカード、それから保険証をマイナンバーカードとして使える、これを普及促進させていただくことは委員と同じ気持ちでございます。

今回は、診療報酬改定でマイナンバーカードを健康保険として使えるようにオンライン資格確認を導入させていただきまして、今委員からもお話がありましたように、外来で患者さんの同意を受け

た上で、過去の患者さんの薬剤情報、特定健診等の情報を活用し診療が行われた場合に、今回、初診料等の新たな加算を評価させていただきました。

私も医療人として、いわゆる過去の薬剤情報、それから特定健診の結果等が、特に初診等にこの情報があれば、質の高い、そして患者さんによりよい医療が提供できるということは、私も現場の一人として、これは非常に痛感しております。

ですから、今回は、医療機関等にも普及を促進させるために、先ほど政府からもお話ありましたように、医療機関に対しても確かに補助とかはしておりますが、これは導入だけの補助でございます。ランニングコスト等は入っておりませんので、これらに関しましてはしっかりと、更に医療機関が導入を進めていただけるような協議会、医療関係にも推進協議会、そしてベンダーにも、システム業者に対しての促進協議会をつくりまして、マイナンバーカードの保険利用の促進に関して、国民への更なる普及啓発と医療機関等の導入の双方の、車の両輪として考えることを進めてまいりたいと思っておりますので、御理解していただきたいと思っております。

以上です。

○沢田委員 今回の個人情報の重要性を重たく考えるという方向での、マイナンバーカード普及の、義務化していないという今の流れなんですけれども、普及させたくない、不安だという声が一定数あるという状況で、この中で今回のような決定がマイナスのようにマイナスのように捉えられてしまっている、そういう傾向をやはり私は強く感じると思います。

実際に、一番問題なのは、せっかく設備の側にしっかりと一〇〇%の導入を促しても、使う側が、やはり不安だとか不信感があるということでは、医療側にも二重のコストをずっとお願いしてしまう形になってしまっていると思っております。もし厚生労働省だけでは動けないということもあり

ましたら、最後、ちょっと総務大臣にもお願いしたいのが、やはり内閣一体になって、このマイナスの部分を補うような対策を今後も考えていただけるという、ちょっと一言いただけないでしょうか。

○金子(恭)国務大臣 沢田委員おっしゃるとおりだと思います。

マイナンバーカードのメリットというのはよく、今も言及されており、必要なことであると思います。

そういう意味では、まずは診療報酬制度を所管する厚生労働省において、国民の皆様は御理解をいただく努力をしていただく。また、マイナンバーカードの企画立案を一元的に担い、普及を強力的に推進する立場にあるデジタル庁においても適切に取り組んでいただき、そして、総務省も含めて、関係省庁が一つになって、一丸となって、マイナンバーカードのメリットをしっかりと国民に知らしめて、そして、皆さん方が安心してマイナンバーカードを取得していただけるように努力をしてまいりたいと思います。

○沢田委員 大臣、ありがとうございます。では、以上とさせていただきます。失礼いたします。

○赤羽委員長 次に、守島正さん。

○守島委員 維新の会、守島です。少し時間をいただきまして、一月前の三月二十二日に元地方制度調査会の会長で東大名管教授の西尾勝氏が御逝去されたことを踏まえた質問をさせていただきますというふうに思っています。

西尾先生は、行政学者として、第一次地方分権改革を始め、今の行政機構における多くの礎を築いてくれたと思っております。そして、第三十次地制調の会長を務める中で、自治体の抱える諸課題というのを指摘しつつ、地方制度の在り方など多くの答申を出していただき、この行政分野に計り知れない貢献をしてくれたと思っております。

私選出の大阪においても、大都市が抱える諸問題に対するアプローチの方法として、地制調で提

示された特区制度の議論であったり住民投票を経ましたが、その成否や賛否は別として、地方自治の在り方を模索してきた立場としては、本当に惜別の念に堪えません。

加えて、私の社会人大学院時代の恩師が、最近、大阪市立大学という名称から大阪公立大学という名称に変わったんですけれども、その大学院の五石准教授という方が恩師でございまして、その先生が東京市政調査会、今の後藤・安田記念東京都市研究所において西尾先生が理事長を務めていた時代の部下だったということもありまして、

私自身、その影響もあって、結構西尾先生の論文を読ませていただいたり、修士論文の参考としてたくさん引用もさせていただいて、本当にお世話になり、尊敬している先生でございます。

その先生が生前、未完の分権改革という言葉を使って、残されている課題と挙げられたものがたくさんありまして、その中でも最優先される課題は、地方財政秩序の再構築とされました。具体的には、税源に関して国と地方の比率を一對一にするところまでは継続すべきだったという目標を示されておりました。その点は、大臣、この委員会でも僕も言っていた、地方の声として取り上げていた次第ですけれども、現状は、国と地方の歳入と歳出においてはアンバランスというか逆転現象があつて、その逆転現象を交付税とか補助負担金で国から地方へ財政移転して埋めているというのが現状です。

こうした西尾先生が最優先されると指摘された税源移転に関して、政府としての考えを大臣の口から聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○金子(恭)国務大臣 たいいま西尾先生の御功績について御紹介いただきましたが、西尾先生には、総務省としても長きにわたり様々な御指導をいただいております。これまでの先生の御功績に敬意を表するとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

御質問の地方税の充実に関しては、これまで

も、所得税から個人住民税への三兆円の税源移譲、地方消費税の拡充などに取り組んでまいりました。

国、地方の税源配分については、国、地方とも厳しい財政状況にあることや、地方団体間の財政力格差などへの配慮も必要と考えております。

いづれにしても、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に取り組みとともに、地方の行政サービスをできる限り地方税で賄うことができるよう、地方税の充実確保に努めてまいります。

○守島委員 済みません、もう時間がないとさせていただきます。もう一問だけ質問したいと思っております。西尾先生は、特に問題なのは国庫補助負担金の使い勝手の悪さということも指摘されておりました。この点はちよつと今後の総務委員会でも僕も質問していきたいと思っておりますので、割愛させていただきます。

とはいいつつ、地方税改革をするべきだと指摘はあるものの、西尾先生は、生前、最後の方の講演では、実際に分権改革というのは難しく、成功するかどうかはひとえにその時代の時流に乗った政治課題かどうかという話を二〇二〇年の年末の講演でされておりました。そのハードルの高さを実際に時流をつかむことの重要性というのを説いておられました。

ということ、西尾先生が残された課題というのは……

○赤羽委員長 守島さん、時間が経過しておりますので、御協力をお願いします。

○守島委員 はい、すぐ終わります。政治の、我々、今の政治家の課題であるというふうにも思っていますが、今後の地方制度をどのように見直していくのか、国と地方の在り方を、是非考えを教えてください。お願いします。

○赤羽委員長 田畑総務副大臣、簡潔にお願いいたします。

○田畑副大臣 お答え申し上げます。地方制度の在り方につきまして、これまで、地方制度調査会等において検討が行われ、その時々の時代の要請に応じた制度の見直しが行われてきたものと認識をしております。

先般発足いたしました第三十三次地方制度調査会におきまして、岸田総理より、社会全体のDXの進展、また、新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方自治体及び地方自治体相互間の関係などについて諮問があったところでございます。

今後、調査会において、具体的な審議事項については決定するものと承知をしております。総務省としても、有意義な議論が行われるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○守島委員 ありがとうございます。時間を超過して済みません。

やはり、最後は政治家……

○赤羽委員長 もう終わりにしてください。

○守島委員 はい。

○赤羽委員長 次に、西岡秀子さん。

○西岡委員 国民民主党・無所属クラブ、西岡秀子でございます。

本日は、質問の機会をいただき、ありがとうございます。

早速質問に入らせていただきます。

地域の公共を担ってきた、そして、住民にとつて大変、一番身近な存在である自治会の現状についてお伺いをしたいと思います。

我が国の地域社会のコミュニティの力が大変弱体化しているということが指摘をされてもう大分久しいわけですが、このコロナ禍で、より一層その機能の低下に拍車がかかり、その対策が急務であると考えております。

昨年総務省が実施されました、自治会、地域によっては町内会という呼び方もございますけれ